

# 『宝慶記聞解』における「仏法の総府」について

岩 永 正 晴

## はじめに

拙稿『宝慶記』における「仏法の総府」について<sup>1)</sup>において、『宝慶記』という文献が示す「仏法の総府」なる語について考察した。そして、その「むすび」には、以下のように述べておいた。

以上、道元禪師は鎌倉時代の比叡山出身者として建仁寺にて参学した、という歴史性を勘案して、『宝慶記』に見える「仏法の総府」との語を取り上げ考察してきた。新たな知見を得た訳ではないが、『宝慶記』において「仏法の総府」という語が用いられる場面は以下のようなものだとまとめておこう。

道元禪師は如浄禪師によつて、我が国の禪師・法師・律師、宋の禅僧・教僧・律僧そして瑜伽僧・徒弟僧という仏弟子の三分類ないし五分類の枠組みや、その枠組みに立脚した禪師や禅宗という立場を超越した、仏祖の立場へと導かれて従来の認識が改まっていく過程が示されている。

我が国の円珍（八一四～八九一）撰とされる『諸家教相同異集』は、仏弟子は多いが禪師（天台宗・真言宗と禅宗・律師（律宗）・法師（禪師と律宗以外の所収）の三類を出ないという。この認識を踏まえ榮西（一一四一～一二一五）は『興禅護国論』において「何に況んや禅宗は諸教の極理、仏法の總府なるをや」と述べ、禅宗こそ仏法の総府と位置づけていた。

一方『宝慶記』からは、如浄禪師（一一六二～一二二七）から受けた教えに関する道元禪師（一二〇〇～一二五三）の以下のような認識が読み取られた。すなわち、南山の遠孫たる律僧、天台の遠孫たる教僧、不空等の遠孫たる瑜伽僧（密教僧）、師承が未詳の徒弟僧、および達磨の遠孫たる禅僧という五僧という分類は仏法を知らぬ王臣が行ったものであり、

彼らは「七仏の古儀」を伝える寺院（仏法の本府）を誤って禪院と称したこと、「如浄は則ち仏法の摠府なり」と述べる如浄禪師からすれば「仏祖の大道」を禪宗と称するのは妄称である、ことなどである。いわば、道元禪師はそもそも禪宗を学びに入宋された筈だが、禪宗や曹洞宗という宗派に縛られない「仏法の総府」たる如浄禪師から、道元禪師は正伝の仏法を相伝して帰朝されたということであろう。そのような自覚は『正法眼蔵』『仏道』などに端的に示される。しかし、夙に鏡島元隆博士が指摘されている通り、経蒙和尚（生没年未詳）は延慶元年（一一三〇）十二月二十二日に『正法眼蔵抄』の末に「曹洞末塵沙門経蒙」と署している。以後、永平門下の諸祖師が自らの立場を曹洞宗や禪宗と称する例は枚挙に遑がない。

さて本稿では、面山瑞方和尚（二六八三〜一七六九）による『宝慶記』提唱の筆録として伝承され刊行された『宝慶記開解（一名随聞記）』を取り上げ、『宝慶記』に示される「仏法の総府」についての理解と、禪宗あるいは曹洞宗の呼称を使用する意識について考察する。

## 一、『宝慶記開解（一名随聞記）』について

明治十一年八月、古知知常<sup>3</sup>（一八四〇〜一八九五）は「刊行宝慶記開解叙」を撰し『宝慶記開解（一名随聞記）』（以下『宝慶記開解』と記す）を開板した。

書名に「一名随聞記」と附すのは、先行する写本に『宝慶記開解』と『宝慶記随聞記』の二つが案題されていたことによる。例えば駒澤大学図書館が架蔵する北野元峰寄贈本（31.411）の題箋題は「宝慶記開解」であるが巻首題は「宝慶記随聞記」である。

『宝慶記開解』の題箋にも乾巻巻首題下にも「瑞方面山講義／鋤斧山筆記」とあって、面山瑞方の提唱を斧山玄鋤（一七一一？〜一七八九）が筆録したものとす。

例えば『宝慶記開解』乾巻七丁表には、以下の記述が見える。

西北二所ノ住山ニ箱ノ中ニ入レテ秘シテ人ニ見セヌ也、…中略…空印ニ住スル時、永平ノ喝玄ノトキ登山シテコノ寶慶記ノコトヲ問タレバ、本山ニハ無イト仰セラレタニ依テ移シテ上ゲタイト思フ中ニ遷化ナサレタ、ソノ後圓月和尚ノトキ寫シテ寄進ス、

面山和尚は、享保三年（一七一八）より同十四年（一二二九）まで肥後玉龍山禪定寺に住して若狭建康山空印寺に移り、寛保元年（一七四一）に無量寿山永福菴に退いて後、寛延三年（一七五〇）に『宝慶記』の開板に及んだ。この間、享保十八年（一七三三）に面山和尚が永平寺に拝登した際、大虚喝玄禪師（？）一七三六）に拝謁し、後、延享二年（一七四五）円月江寂禪師（一六九四〜一七五〇）に謁見して宝慶記を永平寺に献納している。

また坤卷四十一丁には、

經行軌ノ開解ニ委シ、

と、元文四年（一七三九）に開板された『經行軌開解』を挙げている。

さらに、乾卷四十七丁表には、

涉典録正法眼藏三時業卷ニ委シシ、

とあり、坤卷二丁裏にも、

涉典録第四卷卅九駒馬卷ノ下ニ出、

とある。『正法眼藏涉典録』は宝暦八年（一七五八）十一月から翌九年（一七五九）二月の間に執筆され、刊行はその板木を仏徳山興聖寺に献納した明和六年（一七六九）までの間に行われた。しかし元文三年（一七三八）には『正法眼藏涉典録』撰述の素願がある故に遠江万松山可睡齋と宇治仏徳山興聖寺へ晋住の請を固辞したというから、この頃から孜孜としてその検尋・撰述の作業が行われていたと思われる。

面山和尚は寛延三年に『宝慶記』を梓行してのち、宝暦二（一七五二）の夏安居中に但馬大用寺、同年冬安居中に若狭常在院、さらに宝暦三年（一七五三）に上野双玄寺にて『宝慶記』の提唱をおこなったことが確認される。この三会に斧山和尚が随行了ことは確認できない。

また『正法眼藏涉典録』成立以後の『宝慶記』提唱は確認できない。面山和尚は宝暦十三年（一七六三）正月十二日に若狭を発つて関東に下向し、六月二十日に江戸を発足して七月七日に若狭に帰っている。この下向に斧山和尚は随行しているが、この間にも『宝慶記』の提唱が行われた記録はない。

以上のことから、『宝慶記開解』のもととなる提唱は面山のものかと思われるが、その時期が何時であったか不明である。斧山和尚による筆録という伝承も確認はされない。

なお同内容の提唱録は、能仁義道（？）一八八二により『宝慶記』本文を段落毎に掲げ、面山和尚が指摘する典故を引用して、『宝慶記摘葉集』乾坤二巻として刊行されている。この挙も同じく明治十一年のことである。この点については後述する。

## 二、『宝慶記聞解』における「仏法の総府」

『宝慶記聞解』における「仏法の総府」の解釈を確認する。『宝慶記』本文と訓読文は春秋社刊『道元禪師全集 第七巻』によって掲げ、段落も同書による。

『宝慶記』第十四段に次の一節がある。<sup>(8)</sup>

大凡世尊大法、単伝摩訶迦葉、嫡嫡相承廿八世、東土五伝而至曹溪、乃至今日、如浄則仏法總府也。大千沙界更無可齊肩也。

\*

おおよそ世尊の大法は、摩訶迦葉に単伝し、嫡嫡相承すること二十八世、東土に五伝して曹溪に至り、ないし今日、如浄は則ち仏法の總府なり。大千沙界に、さらに肩を齊うすべきものなし。

この「仏法の總府」について『宝慶記聞解』は次のように述べる。<sup>(9)</sup>

佛法……八萬四千何モカモ、佛法タルモノハヲレガ處ニウケトツテヤル、總府ト云ハ、千光ノ作レタ興禪護國論ノ中ニヲレガ傳タ禪斗リハ佛法ノ總府ヂヤ、コノ中ニ天台、眞言ハコモツテヤルト云コトアリ、淨祖ノ時カラ總府ト云コトアリ、大千沙界……釋迦トヲレト同ジコト、日本デ云ハバ、王ノ様ナモノ、六十餘州、木一本、草一本デモ帝王ノモノ、

ここに示された認識は、禪宗こそ仏法の總府という、『諸家教相同異集』を踏まえた『興禪護國論』の理解にまで後退しているように見える。しかし、「仏法の總府」という語の用例が明庵栄西（一一四一〜一二一五）以前、如浄禪師（一二六二〜一二二七）にまで遡れることを示しているようにし、「釋迦トヲレト同ジコト」として如浄禪師を禪宗の祖師ではなく、諸宗が分かれる以前の釈尊と同視しているものと思われる。

第二十八段は道元禪師の以下の問いから始まる。<sup>(10)</sup>

拜問。天下有四箇寺院、謂、禪院、教院、律院、徒弟院。禪院者、仏祖之兒孫、単伝、嵩山之面壁、而功夫。正法眼藏、涅槃妙心、留在這裏。誠是如來之嫡嗣、仏法之総府也。余者乃枝離也。更不可齊肩、而对論歟。

\*

拜問す。天下に四箇の寺院あり、いわく、禪院と教院と律院と徒弟院となり。禪院は、仏祖の兒孫、嵩山の面壁を単伝して功夫す。正法眼藏涅槃妙心、留りて這裏に在り。誠にこれ如來の嫡嗣、仏法の總府なり。余は乃ち枝離なり。さらに肩を齊うして對論すべからざるものか。

道元禪師の問いは、禪院こそは如來の正法眼藏涅槃妙心、菩提達磨の面壁を単伝する仏法の總府であつて、教院、律院とならぶべきものではないと思うが、いかがか、というものである。

この一節の「仏法の總府」について『宝慶記聞解』は次のように述べる。

○總府、誠是……如來カラ、ダンダン總領カラ惣領ヘ傳ヘテ、ソレカラ分レテ、ソノ居リ處ヲ禪院ト云コト、達磨ノトキカラ禪院ト云名ハナイガ、ノコリノ宗旨ニ對シテ、天子カラ付ラレタ名也、○「支離也」、教ノ律ノ云ハ、ミナ支離ジヤ、支ハ人ノ五躰ワカレテオルノヲ支ト云、木ノワカレタヲ枝ト云フハ、ハナレテアルヲ支離ト云、三院ハミナ、手足ノ様ナモノ、ソノ中ニ禪院ハムネノ内ノ様ナモノ、ユヘニコノ達磨宗ト肩ヲ齊シテ、對論スルコトハナラヌ、

「達磨ノトキカラ禪院ト云名ハナイガ、ノコリノ宗旨ニ對シテ、天子カラ付ラレタ名也」という解釈は、如浄禪師の答語を先取りして述べたものである。如浄禪師の答語には以下の一節がある。

王臣不知仏法、乱称教僧律僧等、寺院賜額之時、亦書律寺教寺禪寺等之字。

\*

王臣は仏法を知らざるをもて、乱りがわしく教僧・律僧・禪僧等と称し、寺院に額を賜う時もまた、律寺・教寺・禪寺等の字を書す。

またさらに、如浄禪師の答語には以下の一節も見える。

今称禪院寺院図様儀式、皆是祖師之親訓、正嫡之直伝也。所以七仏之古儀、唯是禪院。称禪院者雖乱称、今所行之法儀、实是仏祖之正伝也。然乃吾寺者本府也。律教者枝離也。

\*

今、禅院を称する寺院の図様儀式は、みなこれ、祖師の親訓、正嫡の直伝なり。所以に、七仏の古儀は、ただこれ禅院のみなり。禅院と称するは乱称なりといえども、今、行うところの法儀は、実にこれ仏祖の正伝なり。然れば乃ち、吾が寺は本府なり。律と教とは枝離なり。

禅院と称するのは乱称であるが、七仏の古儀を伝え、仏祖の正伝の法儀を行っているのは禅院と称される寺院であること、仏法を知らぬ王臣が他宗と揀別するために禅寺などと称したことを踏まえ、「達磨ノトキカラ禅院ト云名ハナイガ、ノコリノ宗旨ニ對シテ、天子カラ付ラレタ名也」と解釈したものであろう。

以上のことから、『宝慶記聞解』における「仏法の総府」についての理解は以下の通りまとめしておく。

如浄禅師がみずからを仏法の総府と言われることについて、如浄禅師を諸宗が分かれる以前の存在である釈尊と同じとみている。

仏祖正伝の法儀を行なう寺院は本府・総府であるが、王臣の無理解により他宗と区別するために禅院と称されるに到った。

### 三、面山瑞方和尚による禅宗・曹洞宗の呼称

面山和尚はその撰述において、他の典籍からの引文に禅宗や曹洞宗などの呼称を積極的には用いない傾向にある。使用される場面としては主に、一、他の典籍等からの引文に含まれている場合、二、否定的に使用する場合、三、清規を論ずる場合、四、その他である。

一、他の典籍等からの引文に「曹洞」が含まれている一例を挙げるならば、永平寺大虚喝玄禅師の需めにより撰述された『吉祥草』に、附録として文康撰という「日本吉祥山十一題序」を掲げる。この中に、「淨者曹洞直下的子孫也」とあつて、如浄禅師が曹洞下であることを記す。このように引用した他者の文章に禅宗や曹洞宗の称が見られる場合がある。

二、否定的に使用する一例としては、仮名法語『自受用三昧』には以下の記述がある。<sup>(14)</sup>

ソノ坐禪ト名付ケルコトハ、昔シ達磨大師、天竺ヨリ始テ震旦ニ來テ、嵩山ノ少林寺ニテ九年面壁シ玉フヲ、如來

ノ正法眼藏涅槃妙心、自受用三昧ナル訣ヲシラザル輩ヲ見テ、經師論師等ノ四禪八定ヲツトムル坐禪ノ姿ニ似タルユヘニ坐禪ヲ修スル婆羅門ナリト謂シヨリ、ソノ俗語ニ隨テ、カリニ坐禪トハ名ヅケシナリ。ソレヨリシテ、後代モマタ禪宗ト云フ様ニナレリ。

これは道元禪師が『宝慶記』で如淨禪師に一読を推奨され、『正法眼藏』「行持下」そして同「仏道」などに引用される『林間録』の記述を踏まえる表現である。なお『仏祖正伝大戒訣』や『仏祖正傳大伝訣或問』等、戒律に関する撰述において大戒、仏戒などの語を用い、禪戒の称を避けるのも、禪宗を妄称とする如淨禪師、道元禪師の立場を継承する意識がしからしむる面もあろうか。

三、清規を論ずる場合には洞上、洞下等曹洞宗を指す呼称が多用される。そもそも面山和尚が清規を論じた大著『洞上僧堂清規行法鈔』及び『洞上僧堂清規考訂別録』にしてからが題目に「洞上」と冠しているが、さらに一例を挙げれば『校訂別録』巻一「僧堂日分行法次第校訂」に以下の記述が見る。

夜坐ハ永規ニ順ジ、搭袈裟スベシ。總ジテ他派ハ坐禪ニ袈裟掛ルコトナシ。ソレヲ洞下ニマネテ袈裟カケヌヲ非法トモ思ハズ、經行ノタビ、カケオロシ、邪魔ト云ヤカラモアリテ、粥後ハ最初線香一支ハ搭袈裟シ、後ハカケズ。臘八常坐ニハ、一向袈裟ハ用ヒズ。コノ弊風改革スベシ。

また『校訂別録』劈頭に掲げた「僧堂清規考訂別録題辭」においては、次のように歎く。

古渡日本之禪、則共從唐宋元而入焉。何知明様。俱建僧堂行清規、京鎌倉之五岳及我洞上無有差異。但以世下法衰而緩打坐也、伽藍中僧堂先廢。

\*

いにしえに日本に渡りし禪、則ち共に唐宋元より入れり、何ぞ明様を知らん。俱に僧堂を建て清規を行ずること京鎌倉の五岳および我が洞上に差異あることなし。ただし、世下り法衰えて打坐を緩くするや、伽藍中、僧堂先づ廢せり。

『宝慶記』に述べるとおり禪宗・禪院との名称が乱称であるにせよ、七仏の古儀、仏祖正伝の法儀を伝えるのは禪宗の清規であつてみれば、洞上済下、叢林林下に違ひはない筈であるが、時下つて法衰え、坐禪が綿密に行われなくなつて僧堂が真つ先に廢れたということであろう。百丈懷海（七四九〜八一四）が清規を制定してより禪宗を禪宗たらしめ

たものは清規であり他宗に異なる。また曹洞宗と臨済宗、あるいは五山と曹洞宗とでは時とともにその行法が異なる実態があったのであろう。清規を論ずるには他宗との相違、他派との相違を取り上げざるを得ず、その際には自らの立場を曹洞と定め洞上、洞下などと称している。

四、その他特殊な例を挙げておく。『永福面山和尚逸録』巻第十一には、永平寺の義晃雄禅師（一六七一〜一七四〇）と円月江寂禅師（一六九四〜一七五〇）が禅師号を賜うに際して面山和尚が代筆して桜町天皇に呈した上表文が収録されている。むろん一部例外はあるが、『逸録』は開板された『広録』に漏れた文章を収めるものであり、公開を意図した収録ではなかったろう。その内、元文六年に書かれた円月禅師の上表文に、

去歲仲冬七日、更依將軍請進禪曹洞宗總本寺官利越前國志比莊吉祥山永平禪寺、入院開堂、焚香奉祝延天算之萬萬歲者也。

\*

去歲（元文五年（一七四〇）仲冬七日、更に將軍の請に依り禪曹洞宗總本寺官利越前國志比莊吉祥山永平禪寺に進み、入院開堂して、焚香して天算の万萬歳ならんことを祝延し奉る者なり。

とある。当時の制度として永平門下は禅宗の曹洞宗であつて、公式な文章では対外的にその呼称を避けられなかったことは当然であろう。

なお付言するなら斧山和尚の提唱を筆録したされる『正法眼蔵聞解』でも禅宗や曹洞宗の語は注意深く避けられており、『正法眼蔵』「仏道」の提唱において、本文の宗旨に沿つて禅宗や曹洞宗の称が否定的に挙げられる他、「面授卷聞解」において、

師子尊者マデデ禅宗ノ面授ノ血脉切レタ（ト）、他宗ヨリ沙汰スルトモ、ソレハ道理ヲ不知ナリ。  
と、他宗から用いられた禅宗の称が記される例などがあるばかりである。<sup>(18)</sup>

## むすび

以上、『宝慶記聞解』における「仏法の総府」なる語の理解を確認し、それが『宝慶記』本文の示す認識と隔たつていないことを確認した。

また永平門下が多く自らの立場を禅宗あるいは曹洞宗と自覚するなかで、『宝慶記聞解』の提唱の主と目される面山和尚が、注意深く禅宗や曹洞宗という呼称を避けていたことも確認した。それでもなおこれらの呼称が使用される場合を四種に分けて示し、特に清規を論じて他宗や他派との違いを主張する際には洞上や洞下の称が積極的に使用され、対外的公的な文章においては使用せざるを得なかったことも確認した。

なお古知常和尚は明治十一年『宝慶記聞解』刊行に際し「刊行宝慶記聞解叙」なる一文を撰して巻頭に掲げている。その決して長くはない文章の中で、「總府佛法」「摠府門」「摠府法門」「摠府之法門」と記している。<sup>19</sup>高楠順次郎によれば明治初年から十年にいたる間は仏教迫害時代で、明治五年までの形式的破壊の時代から一転、明治六年から十年までは内容破壊の時代であり、増上寺に大教院がおかれ神祭が行われたという。<sup>20</sup>仏教諸宗派全体にとって危機的な状況であったろうから、仏教諸宗派の結束を目指して『宝慶記』の「仏法の総府」という立場に着目したやも知れぬとの想像もはたらくが、この時代の研究は筆者の能くするところではない。

## 注

(1) 『駒澤大学仏教学部研究紀要』第七十七号(平成三十一年三)所収。なお、同七八頁に引用した『宝慶記』原文の「仏祖之総府」は「仏法之摠府」の誤記、訓読「仏祖の摠府」は「仏法の摠府」の誤記であった。ここに謹んで訂正する。

(2) 鏡島元隆「日本禅宗史―曹洞宗―」(『新装版 講座禅 第四巻 禅の歴史―日本―』昭和四十九年、筑摩書房刊)。経豪和尚の署名は「永平正法眼蔵菟書大成十四」(大修館書店刊、四八一頁)に見える。なお鏡島博士は延宝九年(一六八二)開板『瑩山和尚清規』所掲の道元禪師忌疏に「日本曹洞初祖永平和尚」とあることに拠り、瑩山禪師は道元禪師を日本曹洞宗の初祖に位置づけたと指摘される。しかし『瑩山和尚清規』の古写本である禅林寺本『瑩山清規』には「日本初祖永平和尚」とあって、鏡島博士の指摘は必ずしも適当ではないかもしれない。禅林寺本『瑩山清規』については尾崎正善「翻刻・禅林寺本『瑩山清規』」(『曹洞宗宗学研究所紀要』第九号、平成六年)参照。

(3) 鷺尾順敬著『増訂日本仏家人名辞典』(東京美術、昭和五十四年五月二十日増訂第五刷発行、八〇六頁)は古知常について以下のように記す。

チジョー 知常<sup>三五五〇</sup>(曹洞宗) 伊豆修禪寺の禪僧なり、知常字は古知、普明と號し、別に去來菴亂鴉の號あり、俗

『宝慶記聞解』における「仏法の総府」について(岩永)

姓は野田氏、世々大久保伊賀守に仕ふ、天保十一年小田原の第に生る、幼にして出家し、早川海藏寺月潭和尚に従ひて得度す、月潭壁間の文殊像を指して問うて曰く、是れ男か、將た女か、師答へて曰く、是れ男に非ず、女に非ず、文殊なりと、月潭曰く、此小僧と、入室傳法の後、駿河の如來寺に住す、蓋し月潭和尚開創の道場なればなり、明治八年駿河洞慶院に移り、法幢を開きて獨任第一世となる、明治十年大學林學監に任ず、全廿一年静岡縣第一號宗務支局教導取締に任ず、全廿三年九月大學林教授に任し、全廿五年一月教頭に進む、全廿六年伊豆修禪寺に移り、廿八年七月廿五日寂す、壽五十六、臘四十九。

- (4) 『永福面山和尚広録』卷第二十六「永福開山面山和尚年譜」
- (5) 『永福面山和尚広録』卷第十九「同眞蹟記（永平祖師眞蹟記）」
- (6) 大用寺と常在院での『宝慶記』提唱については『永福面山和尚広録』卷第二十六「永福開山面山和尚年譜」に記録される。双玄寺での提唱は『永福面山和尚広録』卷第四に記録される。
- (7) 能仁義道について『新版禅学大辞典』は以下のように記す。

ぎどう 義道（一八三六〜一九一七）曹洞宗。道号は元孝。詩集には丹鳥義道と称す。俗姓能仁。石川県に生る。嘉永五年（一八五二）高岡市瑞龍寺橘仙について剃度。明治元年撰津（大阪府）崇禪寺禅峰沢重に嗣法。大津青竜寺、長野大沢寺に住し、明治三四年大阪鳳林寺に晋住す。大正六年七月二日示寂。世寿八二。〔寶慶記摘葉集〕〔永平家訓綱要〕〔宗門十規論〕〔僧訓日記尋枝録〕を編輯す。
- (8) 『道元禅師全集 第七卷』平成二年、春秋社刊、一六頁。
- (9) 明治十一年刊本、乾卷三十八丁表。
- (10) 前注（8）同書三十頁。
- (11) 前注（9）同書、乾卷二十一丁表〜裏。
- (12) 前注（8）同書三十四頁。
- (13) 宝曆二年（一七五二）開板本、十六丁表。
- (14) 元文三年（一七三三）開板本、二丁裏。
- (15) 面山和尚による戒の把握は広博な学問に拠って培われたものであろうが、根柢には本師損翁宗益和尚（一六四九〜

一七〇五)の教誡があろう。『奥州損翁老人見聞宝永記』『続曹洞宗全書』『法語』四一九頁下段)には、元禄十六年(一七〇三)十一月十五日に損翁和尚が戒会を修した際、面山和尚は初めて正伝の仏戒を受けたといい、その説戒において以下の説示があつたという。

血脈下段有兩様可知、汝等注意記取。虚菴示榮西則曰、菩薩戒者禪門一大事因縁也。天童示永平則云、佛戒者宗門之一大事因縁也。彼曰菩薩戒曰禪門、此曰佛戒曰宗門。雖同一戒亦所舉異耳。

この説示を踏まえ後に面山和尚は損翁和尚より以下の説示を教誡を受けたという。

是天童付永平之語、而永平亦如是付孤雲也。嫡嫡相承四百五十餘年、毫不改先轍。是正傳之所以不容易也。若私改之則當招罪於佛祖龍天。

(16) 『曹洞宗全書』「清規」二一八頁上段から下段。

(17) 前注16同書、二一〇頁上段。

(18) 『永平正法眼藏菟書大成十七』大修館書店刊、二九〇頁下段。

(19) 古知知常和尚撰「刊行寶慶記開解敘」の全文は以下の通り。

刊行寶慶記開解敘

貴不立文字教外別傳者、拋教於心外而求心於教外者之所重也。既是僻說亂會、涉追遣之野擗而豈非知總府佛法者乎。教則我家揉群品之隱括而心則照法界之日月也。心何別傳而貴、教何外黜而卑、假令一字半句安有可讓、座主理家訓曰、法華華嚴等八萬四千法藏悉是佛祖單傳也。非法華華嚴等外別有祖師道也。而今何為劣傳法於總府門、誤以晚進言句而呵先聖寶典、沈痼一禪一録而浪沒溺一經一論之徒乎。可憐哉、單傳法門非虚參浪悟之所夢知也。故若迷之則觸向面墻、解之則萬法臨鏡、暫罷贅論、敘刻此記來由。昔年 永祖寶慶中參天童身心脱略、得法前後于桑榆于東隅、研覈離問、開疑問定總府法門、是名寶慶記。此記也眼藏及廣録等本根、皆自此演出矣。其文簡而義難解。茲鈿斧山師久侍若耶老人聞其深理、每章消而目之開解行于世。雖然如此乏壁中尚、雲烟幾經、殆廢絶、令問傳寫、恐有魯魚脱字增加而難增通、故今擇好本而鏤梓焉。終欲令妄稱不立文字教外別傳者、便會總府之法門、撥疑關之寸板還丹一粒點鐵成金、眞如一言點凡成聖之于一助者也。 維時

明治十一年八月八日

『宝慶記聞解』における「仏法の総府」について（岩永）

一一〇

静岡縣駿河國

古知知常畔彈那〔印〕〔知常〕

(20) 高楠順次郎「明治仏教の大勢」『現代仏教』第二〇五号、昭和八年刊